

荻窪法人会 会報

OGIKUBOHOJINKAI BULLETIN

MARCH 2009



荻窪に住んでいた偉人たち

遠藤実





第15回

今話題の 平成21年度税制改正の要綱の概要

税制副委員長 小林 誉光

このコーナーは、話題になっている税の話や、法改正の話などをわかりやすく解説していきます。こんな話題を解説して欲しいなどご要望があればリクエストをお待ちしています。法人会事務局までご連絡ください。

今回は、税制委員セミナーで解説がおこなわれた平成21年度税制改正(案)の概要について、いち早くお知らせします。なお、原稿出版時点においては、改正(案)であるため、具体的な内容についての確認は、法案が通過後に確認をお願いします。(法案通過以前の時点において、税務署等での質問はおこなっていませんので、注意してください)特に、それぞれの改正について、いつから適用されるかについては注意が必要です。

住宅・土地税制

(1) 住宅税制について

① 住宅ローン減税の適用期限を、5年間延長します。
最大控除可能額を500万円(長期優良住宅の場合には600万円)に上げます。

② 自己資金の場合でも税額控除を認めます!!
自己資金で「長期優良住宅の新築等をする場合」や「省エネ及びバリアフリー改修を行う場合」の税額控除制度を創設します。

(2) 土地税制について

① 個人または法人が、平成21年、22年に取得する土地を5年超所有して譲渡する際の譲渡益について「1000万円の特別控除制度」を創設します。

② 事業者(個人事業者または法人)が平成21年、22年に土地を先行取得して、その後10年間に他の土地を売却した場合、その「譲渡益課税を繰り延べる」ことを可能とする制度を創設します。(当該譲渡益に対して、今回取得土地の圧縮損を計上する形式で課税の繰り延べをおこないます。)

③ 土地の売買等に係る登録免許税の軽減措置の現行税率を、2年間据え置きます。

法人関係税制

① エネルギー需給構造改革推進設備等や資源生産性の向上に資する設備等について、2年間即時償却を可能とする等の投資減税措置を導入。

金融・証券税制

- ① 上場株式等の配当及び譲渡益について、現行の7%（住民税とあわせて10%）軽減税率を3年間延長します。（平成23年12月31日まで延長）
（参考）今後の税制改正の方向性について
- ② 少額投資のための簡素な優遇措置を平成22年度税制改正において創設します。
（上記軽減税率が廃止され15%（住民税とあわせて20%）本則税率が実現する際に導入）。
- ③ 確定拠出年金について、個人拠出（マッチング拠出）を導入するとともに、拠出限度額を引上げ。
- ④ 生命保険料控除における新たな控除枠として、介護医療保険料控除を平成22年度税制改正において創設。（平成24年1月～導入予定）

現在の控除合計限度額10万円（一般・最高5万円 個人年金・最高5万円）から最高12万円とし、遺族保障（最高4万円）、介護・医療保障（最高4万円）、老後保障（最高4万円）とする3本立てになる予定です。

相続税制

この項目については、適用要件が複雑ですので、顧問税理士にご確認ください。

- ① 中小企業の事業承継を円滑化するため、非上場株式等に係る相続税及び贈与税の納

税猶予制度を導入。
② 農地に係る相続税の納税猶予制度について、農地の有効利用を促進する貸付けも適用対象とする等の拡充。

中小企業関係税制

- ① 中小法人等の軽減税率について、現行22%から18%に2年間引下げ。
（平成21年4月1日～平成23年3月31日までの間に終了する各事業年度の所得金額のうち、「年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率」が対象です）
- ② 中小法人等の欠損金の繰戻し還付の適用停止の廃止。
平成21年2月1日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、繰戻し還付制度を適用できます。

国際課税

- ① わが国企業が海外市場で獲得する利益の国内還流に向けた環境整備のため、間接外国税額控除制度に代えて、外国子会社からの配当について「親会社の益金不算入」とする制度を導入します。

自動車課税

- ① 一定の排ガス性能・燃費性能等を備えた自動車に係る自動車重量税を時限的に減免。「いわゆるハイブリッド車等」や「環境性能が高い自動車」が対象

納税環境整備

- ① 電子申告に係る所得税額の特別控除制度の適用期限を、2年間延長します。（平成22年分まで延長します）



法人会では、会員の皆様の声を税制に反映すべく、活動をおこなっています。

税制副委員長
小林 豊光